

入札の手引き

平成 18 年度版

矢板市総務部財政課

入札の執行・条件等

- 1 指名の通知は、書面にて行います。

通知には、入札に付する事項・入札条件等が記載してありますので、裏面まで必ず確認してください。

なお、工事一式に係る詳細な設計図書については、閲覧用として指定の閲覧所に1部用意しますので積算の参考にしてください。

- 2 入札参加者は、「仕様書・設計図書・図面及び現場等」を良く調べたうえで、入札に参加してください。

なお、「仕様書・設計図書・図面及び現場等」について疑義があるときは、工事担当課職員に説明を求めてください。

- 3 入札参加者は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が期限切れの場合、書面にて通知しますので指定された日時までに最新の通知書（写）を提出してください。提出されない場合、この入札指名を取り消すことがあります。

- 4 入札参加者は、配置予定主任（監理）技術者の報告が必要な場合、閲覧図書に通知及び調書を添付しますので指定日時までに、調書に必要な事項を記入し、付属書類とともに提出してください。通知及び調書には、詳細が記載してありますので、ご確認ください。（様式については、本市ホームページ入札関係様式でも確認できます。）

- 5 指定時刻までに入札書が到着しない場合は、この入札は無効となります。

- 6 入札参加者は、入札書に必要な事項を記入し、封筒に入れ、入札会場に持参のうえ、入札箱に入れてください。（入札書・封筒の様式については、本市ホームページ入札関係様式を参照してください。）

- 7 代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出してください。（委任状の様式については、本市ホームページ入札関係様式を参照してください。）

ただし、代理人は、同一の入札について他の会社の代理を、または、入札者は他の入札者の代理をすることができません。

- 8 入札回数は、予定価格を公表したのものについては1回、予定価格を公表していないものについては、初回入札を含め3回までとします。最終入札の結果、落札者がいないときは、入札不調とします。

- 9 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- 10 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とします。

- 11 落札者は、経営者を除いた直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者（本市内に本社を有する入札者については、本市に登録している者）を現場代理人として常駐させてください。

入札の手順

1 入札開始時刻に担当者により番号と工事名を読み上げ案内しますので、案内されるまで入札会場内への立入はご遠慮ください。入札順序は、当日、入札会場入口に貼付してあります。入札開始を待たれている方は、静かにお待ちください。

2 入札の手順

(1) 入札会場への呼び込み

「番号 番 工事の入札が始まります。」

(2) 入札の宣言

「ただ今から 工事の入札を行います」

(3) 入札参加者の点呼

「出席者の確認を行います。・・・」

(社名を読み上げ、参加の確認をしますので「はい」と返事をお願いします。)

(4) 入札

「代理者は、委任状の提出をお願いします。」

「資格審査が終了しましたので、入札を始めます。」

「第1回目の札の投函をお願いします。」

記名押印がない場合・記載事項が不明瞭で判読できない場合・金額を訂正している場合等は無効になります。

入札前に必ず内容を再確認してください。

(5) 開札

「社 金額 円」

(最低入札者名と入札金額のみを発表します。)

(6) 落札決定

「落札者 者、入札書記載金額 円、これに5%を加算した金額で落札といたします。」

(7) 入札終了

「以上で 工事の入札は終了しました。ご苦労様でした。」

(会場から退室してください。落札者は、落札通知をお受取ください。)

入札の開札

- 1 開札は、入札会場において入札終了後、直ちに入札者の立ち会いのもとで行います。
- 2 開札にあたっては、原則として最低の価格をもって入札をした者とその価格のみを発表しますので、内容に疑義がある方は、即刻申し出てください。
- 3 開札の結果、予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、直ちに再入札を行います。
- 4 入札が無効になった者は、その後の再入札に参加できません。

落札者の決定

- 1 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。
- 2 最低制限価格制度適用の場合は、予定価格の制限の範囲で、かつ最低制限価格以上の入札価格のうち、最低の価格で入札した者を落札者と決定します。

くじによる落札者の決定

- 1 落札者となる同価入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者が最初に「落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじ（このくじを引く順番は、ジャンケン等で決めます。）」を引き、次に、「落札者を決定するくじ」を引いて、落札者を決定します。
- 2 当該入札者がくじを引かない場合は、入札に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定します。

入札の無効

- 1 次の場合は、当該入札を無効とします。
 - (1) 競争入札に参加する資格のない者が行った入札
 - (2) 代理人が委任状を持参しないで行った入札
 - (3) 入札書に記名及び押印のない入札
 - (4) 入札書の金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の記載事項が不明瞭で判読できない入札
 - (6) 同一事項の入札において他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - (7) 入札に際して、虚偽又は不正の行為があった入札
 - (8) 明らかに談合と認められる入札
 - (9) その他、指定した入札条件と合致しない入札

入札の辞退

- 1 入札参加者は、入札を完了するまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- 2 入札を辞退するときは、次の方法で申し出てください。
入札執行前は、入札辞退届を入札事務担当者へ、直接提出してください。（辞退届の様式については、本市ホームページ入札関係様式を参照してください。）
入札執行中は、入札辞退届又は辞退する旨を明記した入札書を入札事務担当者へ直接提出するとともに、口頭で「入札を辞退します。」と申し出てください。
- 3 入札を辞退したことにより、以後の入札参加に不利益な扱いは受けません。

異議の申し立て

入札をした者は、入札後、「この心得・仕様書・設計書・図面・及び現場等」についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

入札の取り止め等

入札参加者が談合し、又は不穏な行動をなす等、入札を公正に執行できないと認められるときは、当該入札の執行を延期又は取り止めることがあります。

公正な入札の確保

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等を遵守し、厳正に入札してください。

契約書の提出

- 1 落札時にお渡しする「落札通知書」に契約に必要な事項が明記されていますので、確認のうえ契約書を作成し、契約を締結してください。
- 2 落札者が落札の通知を受けた日から、7日以内（初日不算入・市の休日を除く。）に契約書を提出しないときは、この落札に対し、その効力を失います。

契約保証金等

- 1 落札者は、契約書案の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するか、又は契約保証金に代わる担保を提供しなければなりません。
- 2 落札者が保険会社と工事履行保証又は履行保証保険の契約をし、当該工事契約書案と同時に、保証証券又は保証証券を提出したときは、契約保証金を免除します。

入札価格の公表

- 1 入札価格は、落札札者等の決定の翌日から1年間（勤務時間内）公表します。公表場所は、総務部財政課内とします。
- 2 公表の方式は、閲覧によるものとし、指名競争入札経過調書（写）をもって閲覧に供します。また、本市ホームページにて閲覧することもできます。

入札上の注意事項

- 1 入札書は、定刻までに提出しなければならない。
- 2 入札会場内では常に静粛にし、私語は絶対に慎むこと。
- 3 入札書は、明瞭に記載すること。
- 4 入札書の書換え・引換え又は撤回をすることはできない。
- 5 入札会場には、関係者以外入場してはならない。

入札執行者は、上記事項のうち2、5に違反したと認められるときは、退場を命ずることができるものとする。

【補足】

入札の執行・条件等の11における「現場代理人」について

現場代理人については、法律上、元請業者との直接的かつ恒常的雇用関係を必要とせず、また、現場代理人が元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係に無い場合においても、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく施工体制の適正化のための点検において問題とはなりません。

ただし、矢板市においては、請負契約を適正に履行するうえで「現場代理人」は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが望ましいと考えています。

矢板市が発注する工事について、「現場代理人」は請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係にある方を選任されるようお願いいたします。

業務委託・物品購入の場合も適用になります。

注) この手引きは、予告なく改正することもありますので、あらかじめご了承ください。